

次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

過去の歴史を見ても、我々の周囲に展開される現実を①ナガめても、寛容が自らを守るために、不寛容を打倒すると称して、不寛容になった実例をしばしば見出すことができる。しかし、それだからと言って、寛容は、自らを守るために不寛容に対して不寛容になってよいというはずはない。割り切れない、有限な人間として、^a切羽つまった場合に際し、いかなる寛容人といえども不寛容に対して不寛容にならざるを得ぬようなことがあるであろう。これは、認める。しかし、このような場合は、実に情ない悲しい結末であって、これを原則として是認肯定する気持は僕にはないのである。その上、不寛容に報いるに不寛容をもってした結果、双方の人間が、逆上し、狂乱して、避けられたかもしれぬ犠牲も避けられぬことになったり、さらにまた、怨恨と猜疑とが双方の人間の心に深い褶を^{ひだ}残して、対立の激化を長引かせたりすることになるのを、僕は、考えまいとしても考えざるを得ない。従って、僕の結論は、極めて簡単である。寛容は自らを守るために不寛容に対して不寛容たるべきではない、と。繰返して言うが、この場合も、先に記した通り、悲しいまた②呪わしい人間の事実として、寛容が不寛容に対して不寛容になった例が多くあることを、また今後もあるであろうことを、覚悟はしている。しかし、それは確かにいけないことであり、我々が皆で、こうした悲しく呪わしい人間の事実の発生を阻止するために全力を尽くさねばならぬし、こうした事実を論理的に否定する人々の数を一人でも増加せしめねばならぬと思う心に変りがない。

人間は進歩するものかどうかは、むづかしい問題であろうが、人間社会全体の存続のために、人々が様々な掟^{おきて}や契約を作り出し、各自の恣意による対立抗争の解決に努力している点では、確かに進歩があると言つてよいであろう。ヨーロッパの昔においては、個人間に悶着^{もんちやく}が起つた時は、大名なり王者なりの前で、当該係争者が決闘をして、勝つた者が神の御意^{みごい}に適つたものとして、正しいと判ぜられたという。これは、弱肉強食から、人間が一步前進して、何かの掟、何らかの契約を求めて、弱肉強食を浄化する意志を持っている証拠のように思われる。その後様々な法令が作られて、個人間の争闘は、法の名によって解決され、人間は死闘の悲惨から徐々に脱却しつつあると言つてもよいであろう。人間は嘘をつくし、逆上して殺人もする。しかし、嘘をついたり、殺人をしたりしてはいけないという契約は、いつの間にか、我々のものになって居り、嘘をつく人、殺人犯人は現実にはいることは、悲しく呪わしい人間的事実として認められても、これを当然の倫理的原則として認める人はいないはずである。

寛容が不寛容に対して不寛容になつてはならぬ、という原則も、その意味で、強く深く人々の心のなかに、新しい契約として獲得されねばならない。たとえ、前に述べたような悲しく呪わしい人間的事実が依然として起るとしても、いくらこうした原則が設けられても、不寛容が横行する以上どうにもならぬではないか、とも言われよう。しかし、右のような契約が、ほんとうに人間の倫理として、しっかりと守られてゆくに従い、不寛容も必ず③ウスれてゆくものであり、全く^Xを④断つことは、これまた人間的事実として、ないとしても、その力は著しく⑤オトロえるだろうと僕は思っている。恰も嘘言や殺人が、現在においては、^b日陰者^{ひかげ}になつていくのと同じように。

寛容と不寛容との問題は、理性とか知性とか人間性とかいうものを、^⑥お互いに想定できる人間同士の間のことであって、猛獣対人間の場合や、有毒菌対人間の場合や、天災対人間の場合は、論外とすべきであろう。人間のなかには、猛獣的な人間も居るし、有毒菌的、天災的な人間も居るにしても、普通人である限りにおいては、当然問題の範囲内に這入^{はい}ってくる。ただ、このような人間は、その発作が病理学的な場合もあり無智の結果である場合もあるから、問題の範囲内に入れるとしても、これも別に論じなければならぬことになる。ここでは、概念的すぎるかもしれないが、普通の人間における不寛容と寛容との問題だけに焦点の位置を限らねばならない。

狂人も確かに人間ではあるが、狂人が^⑦アバレ騒ぐ時には、普通人は非常に困却するが故に、若干の力を用いたり、薬物の力を借りたりして、その暴行を抑制することがある。勿論、狂人に対して非人間的な取扱いを決してしないというむづかしい条件の下に、こうした措置は、万人に容認されるであろう。もつとも、普通人と狂人との差は、^⑧甚だ微妙であるが、普通人というのは、自らがいつ何時狂人になるかも判らないぞ、と反省できる人々のことにする。寛容と不寛容との問題も、こうした意味における普通人の場に置いて、先ず考えられねばならない。

*
秩序は守られねばならず、秩序を紊^{みだ}す人々に対しては、社会的な制裁を当然加えてしかるべきである。しかし、その制裁は、あくまでも人間的でなければならぬし、秩序の必要を納得させるような結果を持つ制裁でなければならぬ。更にまた、これは忘れられ易い重大なことだと思いが、既成秩序の維持に当る人々、現存秩序から **A** と福祉とを与えられている人々は、その秩序を紊す人々に制裁を加える権利を持つとともに、自らの秩序が果して永劫^{たいきゅう}に正義の側に属し得るものかどうかということ深く考え、秩序を紊す人々のなかには、既成秩序の欠陥を人一倍深く感じたり、その欠陥の犠牲に自らなって苦しんでいる人々がいることを、明らかに弁^{わきま}える義務を有する。即ち、秩序を守ることを他人に要求する人々は、自らにとってありがたい秩序であればこそ、正に、その改善と進歩とを^⑨志さねばならぬはずである。寛容が、暴力らしいものを用いるかに見えるのは、右のような条件内においてのみであろう。しかし、この暴力らしいもの、即ち、自己修正を伴う他者への制裁は、果して暴力と言えるのであろうか。十字路の通行を円滑ならしめるための青信号赤信号は暴力でないし、戸籍簿も配給も暴力ではない。人間の恣意を制限して、社会全体の **B** と進歩とを求めめるものは、契約的性格を持つが故に、暴力らしい面が^⑩カリにあるとしても、暴力とは言えない。そして、我々がこうした有用な契約に対して、暴力的なものを感じるのには、この契約の遵守を要求する個々の人間の無反省、**C** 或いは機械性のためである。例えば、無闇^{むやみ}やたらに法律を **Y** にとつて弱者をいじめる人々、十字路で人民をどなりつける警官などは、有用なべき契約に暴力的なものを附加する人々と言ってもよい。こうした例は無数にある。用いる人間だけで、いかに有用なものでも、有害となり、暴力的になるように思う。このことは、あらゆる人々によって、日常茶飯^{さはん}のうちに考えられていなければならぬことであろう。

(渡辺一夫の文章(一九五一)による。本文中配慮すべき表現があるが、原文を尊重してそのまま掲載した)

問一 傍線部①③⑤⑦⑩の片仮名の部分を漢字で書きなさい。漢字は現在の日本語で用いられている標準的な字体によって、楷書体で丁寧に書くこと。

問二 傍線部②④⑥⑧⑨の漢字の読みを平仮名で書きなさい。

問三 空欄

A

C

 に入る最も適切な語を、それぞれ次のア～オの中から選び、その記号を書きなさい。

A ……ア 安寧	イ 拘束	ウ 制裁	エ 損害	オ 破壊
B ……ア 混乱	イ 挫折	ウ 調和	エ 停滞	オ 滅亡
C ……ア 協力	イ 禁欲	ウ 謙遜	エ 傲慢	オ 抑制

問四 空欄

X

・

Y

 に入る最も適切な語を、次のア～オの中から選び、その記号を書きなさい。

X ……ア 跡	イ 息	ウ 音	エ 血	オ 世
Y ……ア 刀	イ 盾	ウ 杖	エ 矛	オ 鎧

問五 傍線部 a「切羽^{せっぱ}つまった場合」とはどのような場合か。最も適切なものを次のア～オの中から選び、その記号を書きなさい。

ア はじめから成功するかどうか分からない場合
イ 長い間の苦勞がやつのことで報われた場合
ウ たまたま狩獵に出て獲物を取り逃がした場合
エ かりうじて事の成否があきらまかになった場合
オ 追い詰められてどうにもならなくなった場合

問六 傍線部 b「日陰者」とは、どのような意味で用いられているか。二十字以内で答えなさい。
(句読点を含む場合は一字に数えること)。

問七 本文の内容(筆者の考え)に、致しないものを次のア～オの中から一つ選び、その記号を書きなさい。

ア 不寛容に報いるのに不寛容をもってした結果、双方の人間が、逆上し、狂乱して、避けられたかもしれない犠牲も避けられないことになったり、さらにまた、対立の激化を長引かせたりすることになる。

イ 人間社会全体の進歩のために、人々は恣意的な掟おきてや契約、また法令を作り出し、それによって個人間の争闘は法の名によって解決され、人間は死闘の悲惨から徐々に脱却しつつあると言ってよい。

ウ 普通人というものを、自らがいつ何時狂人になるかも判らないぞ、と反省できる人々のこととすれば、寛容と不寛容の問題は、普通人の間の場に置いて、先ず考えられなければならぬ。

エ 秩序は守られなければならない、それを素ただす人々に対しては社会的な制裁が加えられてしかるべきであるが、既存秩序の維持に当る人々は、自らの秩序が永劫に正義の側に属し得るものかどうかを深く考えるべきである。

オ 寛容が、暴力らしいものを用いるかに見えるのは、秩序を守ることを他人に要求する人々が、秩序の改善と進歩とを志さねばならないという条件内においてのみ認められることである。

問八 二重傍線部「寛容が不寛容に対して不寛容になった例」とは、具体的にどのようなことをいっているのか。本文の趣旨に照らして適切な事例を一つあげ、二百字以上、三百字以内でその事例について説明しなさい。

